

原子力規制委員会に提出される申請書に係る押印・書面の見直しのための規則等の制定・改正案に係る意見募集の結果について

令和2年12月2日
原子力規制委員会

原子力規制委員会に提出される申請書に係る押印・書面の見直しのための規則等の制定・改正案について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

意見募集の期間：令和2年10月22日から令和2年11月26日（36日間）

意見募集の対象：

- 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案
- 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部を改正する告示案
- 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（仮称）案
- 原子力規制委員会が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（仮称）案

意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見募集の結果

御意見数：2件

御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

御意見に対する考え方

原子力規制委員会に提出される申請書に係る押印・書面の見直しのための規則等の制定・改正案に対する御意見に対する考え方

番号	御意見	考え方
1	<p>「サイバーセキュリティー対策」が重要な構造と、私し個人は思います。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS (サイバーフィジカルシステム)」の導入により、「ゼネコン (土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格 (エレクトロニカルウェーブスペック)」及び「通信規格 (トランスミッションスペック)」での「回線 (サーキット)」の事例が有ります。(ア)「通信衛星回線 (サテライトシステム)」における「トランスポンダー (中継器)」から成る「ファンクションコード (チャンネルコード及びソースコード)」のポート通信での「DFS (ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造。(イ)「電話回線 (テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーから成る「SIP サーバー (セッションイニテーションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線 (ブロードバンド)」における ISP サーバーから成る「DNS サーバー (ドメインネームシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線 (ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「方式 (システムスペック)」での「回線 (サーキット)」の事例が有ります。</p> <p>(ア)「3G (第3世代)」における「GPS (グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP 方式 (GSM 方式及び W-CDMA 方式)」の構造。(イ)「4G (第4世代)」における「LTE 方式 (ロングタームエボリューション)」から成る「Wi-Fi (ワイアレスローカルエリアネットワーク)」の構造。(ウ)「5G (第5世代)」での「NR (New Radio)」における「MCA 方式 (マルチチャンネルアクセス)」から成る「DFS (ダ</p>	<p>今回のデジタル手続法に基づく規則及び告示の制定は、原子力規制委員会に対する申請等について、オンラインによる実施を可能とするためのものです。今後、これらの規則等に基づきオンライン申請等を可能とするための具体的なオンラインシステムの構築を行っていくこととなります。</p> <p>御意見にある「サイバーセキュリティー対策」につきましては、非常に重要ですので、オンラインシステムを構築する際に、十分検討してまいります。</p>

イナミックフレカンシーセクション)」の構造。具体的には、「情報技術 (IT)」及び「人工知能 (AI)」での「回線 (サーキット)」の事例があります。(ア) クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ (BD)」から成る「データベース (DB)」の導入により、IT ネットワークの構造。例えばですが、ファイアーウォールにおける強化では、ルーターとスイッチを挟み込む様に導入する事で、「クラウド側 (プロバイダー側) ←ルーター⇄ファイアーウォール⇄スイッチ→エッジ側 (ユーザー側)」を融合する事で、ハードウェアの強化の構造。(イ) エッジコンピューティングでは、Web 上における「URL (ユニフォームリソースロケータ)」での「HTML (ハイパーテキストマークアップラングエッジ)」から成る「API (アプリケーションプログラミングインタフェース)」に導入により、「HTTP 通信 (ハイパーテキストトランスファープロトコル)」における暗号化によるソフトウェアでの「HTTPS (HTTP over SSL/TLS)」の融合により、AI ネットワークの構造。具体的には、「サイバー空間 (情報空間)」及び「フィジカル空間 (物理空間)」での「回線 (サーキット)」の事例があります。(ア) 「サイバー空間 (情報空間)」では、「SDN/NFV」における「仮想化サーバー (メールサーバー、Webサーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー)」から成る「リレーポイント (中継点)」での「VPN (バーチャルプライベートネットワーク)」が主流な構造。(イ) 「フィジカル空間 (物理空間)」では、「AP (アクセスポイント)」が主流な構造。要約すると、「ボット (機械における自動的に実行する状態)」による「DoS 攻撃」及び「DDoS 攻撃」でのマルウェアにおける「C&C サーバー (コマンド及びコントロール)」では、「LG-WAN (ローカルガブメントワイドエリアネットワーク)」を導入した「EC (電子商取引)」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP (ネットワークタイムプロトコル)」の場合では、「検知 (ディテクション) ⇒分析 (アナライズ)

	⇒対処（リアクションメソッド）」での「サイバーセキュリティー対策」が重要と、私は考えます。	
2	<p>①省内、庁内の伝達、承認、確認等は勝手に自由にオンライン化結構。</p> <p>②国民からの申請書はオンライン化出来る事、出来る案件から実施する。</p> <p>但し、高齢者やパソコン不得手者等オンラインに馴染めない人には、紙申請を残す。紙申請は現在安定した意志の確認が出来ているので、押印、記名、署名等の方法を存続する。</p>	<p>今回のデジタル手続法に基づく規則及び告示の制定は、原子力規制委員会に対する申請等について、オンラインによる実施を可能とするためのものですが、これは、紙による申請に加えて、電子的方法による申請も可能とするものです。</p> <p>また、押印省略に係る関係の規則及び告示の改正は、紙申請において本人の意思による申請であることを確認する押印を不要とするものですが、本人の意思による申請であることの確認が必要な場合には、本人確認書類の添付や電話による本人確認等、押印以外の方法によって確認いたします。</p>